

**第 5 回京都市住みたい・訪れたいまちづくりに係る財源の在り方に
関する検討委員会 議事録**

日 時 平成 2 9 年 3 月 3 0 日（木）
午後 4 時 0 0 分～午後 6 時 0 0 分
場 所 職員会館かもがわ 2 階会大議室

○事務局

定刻となりましたので、ただ今から、第 5 回住みたい・訪れたいまちづくりに係る財源の在り方に関する検討委員会を開会させていただきます。

委員の皆様方におかれましては、大変お忙しい中、御出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

早速でございますが、初めに会議の成立に必要な定足数について、確認をさせていただきます。

本日は、委員総数 9 名のうち、8 名の委員の皆様にご出席をいただいております。委員総数の過半数を超えることから、本検討委員会規則第 3 条第 3 項の規定に基づき、本日の会議が有効に成立することを御報告いたします。

また、本日の会議は、京都市市民参加推進条例第 7 条に則り、公開といたします。傍聴席を設けるとともに、記者席も用意しておりますので、御了承いただきますよう、よろしくお願いいたします。記者をはじめとする傍聴される方へのお願いでございますが、写真、テレビカメラでの撮影につきましては、議事運営の都合上、具体的な審議に入る前までとさせていただきますので、御理解、御協力をよろしくお願いいたします。撮影を控えていただく際には、改めてお願いをさせていただきます。

それでは、田中委員長に議事の進行をお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長

それでは、本日の次第に沿って進めてまいりたいと思います。皆様よろしくお願いいたします。

最初に本日の議事の内容について、席上に配付をさせていただいている資料の次第を御覧いただければと思います。

本日は、答申骨子（案）の議論が中心になっております。

前回のヒアリング等も踏まえまして、「駐車場への駐車」、「宿泊」、「別荘の所有」といった 3 つの行為に対する関係者の御意見や当委員会におけるこれまでの議論を踏まえて、答申案の取りまとめに向けて、さらに議論を深めていきたいと思っております。

それで、答申案の取りまとめというのは、これも何度も御覧いただいておりますように資料 2 のところに、どういうスケジュールを考えているのかということで、用意をさせていただいているものがあります。

濃い括弧でくくっているのが、本日 3 月 3 0 日、第 5 回の答申骨子（案）の議論になります。それを御覧いただきましたらおわかりのように、これ以降、

答申案の議論として、パブリックコメントの案をまとめて、そして、パブリックコメントを頂戴した上で、それを踏まえた答申案をさらに詰めて、最終的に一応予定としては8月に答申と、こういう運びを予定しております。

そういう意味で、前回のヒアリング、あるいはそれを受けた委員の皆様の御意見等を踏まえた上で、ある程度の方向性を本日決めることができればと思っております。

それでは本日の内容に入っていきたいと思います。

記者をはじめ、傍聴されている方につきましては、以後、写真やテレビカメラでの撮影をお控え願いますようお願いいたします。

それでは、本日の答申骨子（案）の議論を進めてまいります。

本日の資料としては、前回のヒアリングを踏まえたものを資料3及び資料4として、事務局の方で整理されております。また、資料5というののもあわせて用意をしていただいております。

最初に、資料3、資料4、資料5について、事務局から説明をお願いしたいと存じます。よろしくお願いいたします。

（事務局から、資料3「第4回検討委員会で関係者及び委員からいただいた主な御意見」、資料4「負担を求める行為ごとの論点整理」、資料5「京都市住みたい・訪れたいまちづくりに係る財源の在り方に関する検討委員会答申骨子（案）」及び資料6「検討委員会に関する直近の市会での主な動向」を説明）

○委員長

ありがとうございました。それで、今日委員の皆様には議論いただきたいことは、資料3、4を中心に、これまでのヒアリングですとか、あるいはそれを踏まえた委員の方の御意見等を確認し、その答申の方向性を決めていきたいと考えています。

今、事務局から御説明いただいた点に関して何でも結構ですが、何か御質問等はございますか。

特になければ、これまで、3つの行為に対する負担ということで議論してきました。もちろん、これまでのヒアリングですとか、あるいはそれ以降の委員の方の御意見等をお聞きしていますと、その実行可能性ですとか、あるいはその制度の合理性という点で、若干重い軽いというのがありそうだというのは恐らく委員の方は共通して感じられていると思います。それを、事務局の方で、資料4という形で整理していただいていますので、こういう視点から見て、こういう点で積極的な面がある、あるいはこういう点で十分でない面があるのだという、そのような事実とその組立てに即しながら、制度の合理性や実行可能性等を中心に、あるいは望ましさ等を中心に、もう一度、フラットな気持ちで、3つの行為について、議論あるいは確認をしていただきたいと思います。また、論点の投げかけ等も資料に書いていただいているので、それも含めて、3つの行為について検討をしていただき、その中でこれはどういう意味なのかとか、

あるいはこういう点について、事実はどうなっているのかというように御質問、御意見等を頂戴できればと考えております。

では、さしあたりといいますか、資料４で、「駐車場への駐車」ということで、非常に詳細に、政策目的達成の手段としていいかとか、対象施設をどう考えるかといったような点で、２ページから９ページに書いていただいているもの、整理をしていただいている部分を中心に、御意見、御質問等がございましたら、お願いをしたいと思います。いかがでしょうか。

○委員

資料４の３ページのところで、政策目的達成の手段として、正当な課税といえるのかということで、ここに３つの丸があるのですが、第１番目の丸というのは、ここで前提としている政策目的というのは、やはり住みたいまち、訪れたいまちづくりに関わる税の目的をベースとして書かれているのだろうということわかります。しかし、第２番目の丸のところで、車の流入抑制が目的であればという、こういう書きぶりなのですが、この車の流入抑制というのが、そのほかの税の目的、住みたいまち、訪れたいまちづくりとどのように関係があるのでしょうか。車の流入抑制、特に観光用の車の流入抑制というのは、広い意味ではやはり住みたいとか、訪れたいまちづくりのための交通の混雑を避けるという意味でこの中では目的の１つと捉えるのか、あるいは車の流入抑制が目的であれば、他の手段を取るべきだというような、ちょっと否定的なとらえ方と考えるのか、それはこの委員会での意見でもあるのですが、まずそのあたりのところから、聞かせていただけないでしょうか。

○事務局

ここに書かせていただいておりますのは、資料４の４ページにも書いてあります、車の流入抑制は税以外の手法で実施することも可能ではないかと、そういった御意見をもとに論点として挙げさせていただいております。

そのほかには、歩いて楽しいまちづくりというのを施策の１つとして進めておりまして、その中では、過度な車中心の社会からの脱却を図って、人と公共交通を優先するというような考え方で、施策を進めているといった状況がございます。

○委員

だからそのあたりのところは、これまでの目的の整理ですとか、そのあたりのところを読めば、誤解はないということではよろしいのでしょうか。

ここの書きぶりについては、私はこういう感じでいいとは思っているのですが、いずれにしても、車の流入抑制などということについては、もっと有効な手段があるでしょう。その手段の１つは下書いてあるようなパークアンドライドであるかもしれないですし、それから、今後これを考える際には、車の流入に対する料金の徴収の仕方というのは、技術的にももっと簡単に確実な方法も出てくると思います。

○委員長

あと、どなたでも結構ですが、いかがでしょうか。

○委員

観光バスについては路上駐車取締りを強化することで、税以外の手法というふうに書いてあるのですが、駐車違反を取り締まったら、どういうふうに入につながるのか、市営駐車場に停めなさいということなののでしょうか。その辺がちょっと理解しにくかったのですけど。

○事務局

今いただきました御意見ですけれども、もともと検討委員会の中で、観光バスについては路上駐車取締りを強化するなど、税以外の手法でも対応すべきではないかと、そういった御意見をいただいておりますので、それをそのまま書かせていただいているものになります。

○委員

このところは関係者ヒアリングとか、検討委員会が出た意見のまとめということで、直接答申といいましょうか、まとめの文章の中で使われるかということは別だと思えますけど、私も同意見で、ここはちょっとわかりにくいなという感じがしました。観光バスについては、路上駐車取締りを強化するなど、税以外の手段で対応することもできるのではないかという、これの前に、観光バスについては路上駐車等が問題である、というような記載があればいいのかなとは思いました。

○委員長

ありがとうございます。恐らく税というのは、元々が収入目的であるけれども、負担の仕方によって、ある人の行為を抑制する、例えば、酒税やたばこ税がすぐ思い浮かぶかと思いますが、ひょっとしたら税の持っている1つの役割というか、機能として、ある種のものについて負担を課すと、その部分の行為が多少は抑制されるだろうという、そういうような文脈で書かれたのだろうと思います。しかし、税を使って行為を抑制するというのは、やはりあまりにも間接的過ぎますし、それが税の本来の役割ではないので、そのあたりをどこまで税という手法を使っていいのか、あるいはそういうことが本当に適切なのかというようなことは、また違う視点から考える必要があるのかもしれない。今お話をお聞きして、そんな感じがしました。

まあ、この前のヒアリングもそうですし、あるいはここで整理をしていたら、いるものからみると、駐車場の線引きも含めて、実行可能性という点で、現時点ではなかなか難しいというような、そういう声があったかと思いますが、もちろんそういうような観点からの御意見、御質問でも結構ですし、しかし、やはり本来もう少し厳しくやるべきだという、違う意見も当然あっていいと思います。何かございますか。

○委員

駐車場税、可能ならやったらいいと思うのですけれども、4点ほど思うところがありまして、1つは目的に関する部分ですね。要するに、基本的に京都に観光に来る人を対象に考えるのか、それともそれは技術的に難しいので、営業の人とか市民も含めて全般にかけるのかという、その辺のやり方、目的によっ

て、税の性格がかなり変わってしまうのかなと思います。市民全般にかけるとなったときに、これは観光税ではなくて、駐車場税なのであって、それはやはり別の政策的な観点のものになると思います。歩くまちもそうですし、今年はCOP3から20年ですけど、そういう環境に優しいまちづくりとか、そっちの方と絡めると合理性が見えやすいように思います。だからその目的のところが1つひっかかるというのがあります。

もう1つは、線引きの問題ですね。エリアを限定するのか、車種を限定するのか、ここはかなりテクニカルなところがあると思います。

3つ目としてはその把握の難しさが言われていますが、これについては、条例で営業目的の駐車場は届出制にしますという条例ができたりすれば、把握は容易になってくるかと思えます。ただ、そういう立法措置みたいなことが伴わないと難しいかなという気がします。

最後は、車が必要な人がいるわけですね。観光地にしても、例えばお年寄りの方、障がい者の方、そういう人たちにまで十把一絡げにかけていいものかどうかというところがあるかと思えます。

だから、こういう諸々を考えると、1つ1つクリアしていかななくてははいけない。それがちょっと時間とプロセスが要るかなと思いますが、私はやれるものならやった方がいいと思っています。間口を閉じないで、少し考えていくというか、条件整備を進めていく。少し長期的な視点でという感じかなというふうに思っています。

○委員長

ありがとうございます。一番わかりやすいのは、資料3のところ、関係者ヒアリングを受けての委員の方からの意見をアからカまで整理していただいていますけれども、委員の方の御意見や感じ方というのは、大体このような表現でよろしいでしょうか。もちろん微妙なところがあって、恐らくみんな同一の意見とか見解では当然ないので、それはそれで結構かと思うのですが、やはり制度として実際に公平で、きちんと正確に把握できるような制度として考える場合には、現時点では難しさがあるというのが、最大公約数的な御意見、御意向かなと思います。私はそのように理解をしています、概ねそのような理解でよろしいですか。委員の方の現時点での理解がそのようなものだということであれば、それを前提に、次の議論を進めるということになろうかと思いますが、これに関して、他に御意見等はございますか。

○委員

1点だけ。

○委員長

どうぞ。

○委員

やはり車で入浴する人から何らかの負担を求めようと思えば、駐車場というのが有望な方法だと思います。それからこの書きぶりですが、現象面として、今、コインパーキングなどがたくさんでき、京都に車で来ることが結構便利に

なっています。これをそのまま書くかどうかは別として、現時点では、課税することが難しいということは、重々承知の上でも、今後の課題解決につながるような糸口をどこかに残しておくべきだというふうに思います。

書きぶりはなかなか難しいですが、今後、駐車場の線引きについて、例えば、事業者として把握できるのか、あるいはそれ以外の技術的な、例えば、ETC等のもっと進んだシステムですとか、ナンバープレートの認証システムですとか、そのようなものを使ってでも、何かするというようなことも含めて、先ほど言ったような問題点をどこかに残しておいていただいたら、今後の議論につながるのかなという思いがいたします。

○委員長

ありがとうございました。

○委員

これは基本的に観光税ですから、駐車場税という概念で徴収するというものについては、やはり具合が悪いと思います。

例えば、他府県ナンバーとか、そういうものに限って、ETCから取るという限定的な考え方なら、これは非常にいいと思います。ただし、駐車場税という概念で取るなら、これはやはり市民生活への影響が大き過ぎると思いますね。

だから、今すぐに解決できないような様々な問題を抱えて、駐車場税をやると、これは観光税でも何でもなし、市民課税ですよ。流入税を取るというなら、それはそれでいいと思います。それは賛成ですけどね。駐車場税はウエイトが市民にかかり過ぎると思いますから、その辺はちょっと問題があり過ぎるのではないかと思いますね。

○委員長

ありがとうございました。

○委員

そもそも観光税でなければいけないのかという思いが少しあります。まちづくりに関わる財源というような表現なので、もう少し広い意味での提案というのはあるのではないかと思います。京都市が、歩くまちというのをまちづくりの核として進めるということであれば、市民に対する負担はかなり大きいとは思いますが、何のための税であるかという意味では、まちづくりのため、歩くまちを推進するため、そういう目的でという考え方もあるのではないのでしょうか。整えていくのにはすごく時間がかかりますし、宿泊税に比べればとてもややこしい、難しいところがありますが、将来的な提案になるという意味では含まれてもいいのではないかと感じました。

○委員長

ありがとうございます。ここは見解が分かれるところなのかもしれません。基本的には、税の問題以前に、交通政策や観光政策をどうするのか、その方向性がある程度ははっきりした上で、それとの整合性や、あるいは市民生活や経済活動との整合性、そういう点とのすり合わせというようなことも必要で、税の観点のみからどうだというのは、ちょっと無理があるように思います。これ

は、京都市は何を大事にするのか、どういう施策を行うのかということとのすり合わせが必要ということで、中期的にといいですか、もう少し先にまたこういう問題が再燃するかもしれないと思いますので、そのあたりの整理をお願いしたいと思います。これも本当にいろんな意見があって、私はむしろその方がいいと思います。

○委員

難しいというのは皆さんのお話を伺っていてもわかるのですが、私としては、やはり観光バスの駐車に対しては、やってほしいというのがございます。観光バスに乗って来られる方というのは、障がい者の方とか高齢者の方がいらっしゃっても、観光バスで旅行ができるという意味では、また意味合いが違ってくると思います。観光バスの乗り降りであつたりとか、いろいろなことで渋滞したりするので、目の敵にしているわけではないのですが、例えば、宿泊のときにホテル等が特別徴収で御協力してくださるということがあるのであれば、バス会社や旅行会社は、企画の時点でバスを駐車することが決まっているはずなので、それについて幾ら幾らだとしてはどうかと思います。ただ、パークアンドライドで、ここに観光バスを停めて、あとは市の地下鉄などを使って行きますよということであれば、それは免除すればいいと思います。市民生活への影響はないと思いますし、そこでまたパークアンドライドも使って、そこから歩いてもらったら、歩くまちにもできると思うので、何か観光バスからは、業者からの特別徴収などで取ってほしいという気持ちがあります。

○委員長

ありがとうございます。

○委員

資料４の９ページの、社寺が経営する有料駐車場から徴収する場合、古都税と同様の影響が出ないか心配されるというところで、その社寺が経営する有料駐車場で、お金を取っているのであれば、少しくらいは税を取ってもいいのではないかと思います。

また、観光地に限定し徴収する場合、観光地の定め方や観光地との境界線で料金格差が発生し、一層の不公平感が生じるのではないかと書いてありますが、全域一律に課税したらいけないのかなと思います。あるいは、観光地から何キロ圏内は取るみたいな感じにしようかなと思います。

○委員長

ありがとうございます。本当にいろいろな考えがありますが、制度としてどう作るかというのは、やはりなかなか難しいところがあるのかなと感じております。ただ、いろいろな見解もあるということで、そこは今後の検討課題になるのかなと思います。

○委員

駐車場全部にかけるというのは、私が日ごろ車で移動しているからというわけではないですけども、市民の方が一番税金を払うことになるので、やはりすごく不満の声が上がるだろうと思います。

確かに他府県ナンバーが京都に入ってきて、その人たちだけをターゲットに徴収できるのがベストだとは思いますが、駐車場も人が管理しているところだけではありませんので、コインパーキングで他府県ナンバーが停まっても徴収できないといったこともあり、技術的には難しいのかなと思います。

○委員長

ありがとうございます。

○委員

観光客が行政サービスを受けているわけですね。そこに対してちゃんと負担してもらおうというのが我々の議論の出発点だったと思います。そうすると、どうしても市民にかかってしまうのは仕方ないのですが、できるだけ観光客をターゲットにするよう対象を絞れるかという、非常に技術的な問題がクリアできないということが、この駐車場税の難しさだと思います。

歩くまちと環境のことも言いましたが、それと絡めて駐車場税を考えると、全く税の目的が違ってしまうので、そこまでの覚悟をこの検討委員会で求められると、ちょっと辛いなのというのが正直なところではあります。

戻りますけど、ではその限定ができるか、限定できるのであれば、ゴーですけど、非常にテクニカルな問題があるのと、目的のところがリンクしていることなので、今は考え中の方がいいかなと感じます。

○委員長

ありがとうございます。この件に関してまとめていただいたようで、この議論の出発が何だったのかということ、もう1つは課税をしていく場合に、徴税上の公平というか、ある人には負担を求め、ある人には負担を求めないということについて、ちゃんと合理的な理由があればともかく、把握できないので負担を求めませんというのは、理由にはならないと思います。そのあたりの技術的なことであるとか、あるいはどういう条件がそろえば、それが本当に可能になるか、そのあたりの整理が必要になるかだと思います。いずれにしてもこの問題というのは、今すぐかどうかはともかく、京都が観光都市として存続している以上は、また出てくるかもしれない。そういうことも含めて、答申の骨子案として、文章を書いてもらおうと思います。文章にすると、ニュアンスも含めて議論することも可能になるので、今日の議論はこういうことで、駐車場税についての委員の先生方の御意見をここでお伺いをして、それを文章化したものを踏まえて、この次の議論に進めるということで進めさせていただいてよろしいでしょうか。

では、委員の先生方の御意見を頂戴したということで、その次の宿泊に関する整理をしていただいているのが、資料4で言いますと、10ページから25ページまでの間です。

これに関しては、3つの行為の中で、実行可能性という点では十分考慮に値するという御意見であるとか、簡易宿所が多いといったような京都市の特性を考えると、東京や大阪とは少し違った考え方もあり得るのだろうとか、あるいは修学旅行生等の課税免除等はどうかというように、一体どの範囲までその負

担を求めるのが合理的かといったような、そういう点でいろいろな御意見を頂戴しております。

この部分に関連して、御質問あるいは御意見を頂戴できればと思っております。例えば今日の御説明では、簡易宿所も含めた、全ての宿泊業を営む施設を課税対象にするとか、できるだけ低額な宿泊料金の場合にも、基本的には負担を求めていこうという、こういうような説明があったと思いますが、これに関連して、御意見、御質問あるいはそれとは違う考えもあるよとか、何なりとおっしゃっていただければありがたいなと思っております。いかがでしょうか。

○委員

ここをめぐっても、論点は幾つかあるかと思えます。その1つはやはり京都であれば、民泊等も含めて、簡易宿泊施設が多いですから、どうしてもそちらからも負担を求めないと、逆に不公平が生じるのではないかということが心配になります。

それで今日も御説明いただきましたが、いわゆる民泊新法の中では、そのような簡易宿泊施設も都道府県や京都市への届出も必要になったり、あるいは管理業者に、管理を委託するという義務づけが行われたり、というようなことで、大分そのあたりのところは適正化されるかと思うのですが、逆に無届けで営業するところが増えたりするのではないかという懸念もあります。そのあたりは事務局としてどのようにお考えになっているのでしょうか。

○事務局

いわゆる民泊新法がもし成立すれば、今おっしゃっていただいたように、今の状態よりは整理がされるといいますか、一定の枠組みで届出もされるということです。我々としては把握がしやすい状態ができるのではないかと考えております。

○委員

ここにも書いてありますように、民泊というのは1つの空き家対策であって、京都市はどちらかというと都市の中でも空き家が多い方なので、そういった副次的な意味もあって、民泊が盛んになるということも、今後の流れの1つでしょうし、また、現在のところ、京都市はホテルの供給が追いついてないということもあって、民泊に頼らざるを得ないという状況もあるかと思えます。

今後、簡易宿泊施設の把握が進んで、管理が必ずしも十分でないような民泊が減っていくということに対して、何かこの税以外でも、もちろんこれ税務当局ではないでしょうけれども、政策的な対応をいろいろしていただかないといけないと思います。できたらそういうこともどこかに書いていただきたらと思うところです。

○委員長

ありがとうございます。ここで、今日所用のため欠席されている委員の方から意見をいただいておりますので、それを紹介させていただきます。

基本的には、実務的な実行可能性等を考えると、宿泊への課税を先行させるべきであるということで、宿泊税に関しては、全ての宿泊施設について免税点

を設けない、また、修学旅行生は課税免除という、そのような方向がいいのではないかということです。そして、この宿泊税の理由といいますか、根拠としては、京都市が整備したインフラを使って、市民が培ってきた伝統文化や京都らしい空間を享受する、あるいは観光客集中により、渋滞等の市民生活への負荷があるというような、そういうことからすると、一定の範囲で負担を求めるというのは理由があるだろうということです。

また、民泊新法による民泊については、家主が個人事業主として、いろいろな申告をしてもらう必要があるほか、場合によっては仲介をする事業者が家主に代わって、納入するというようなこともあり得るのだろうとのことです。

さらに、もう少し細かい提案をされているところがございまして、それもあるわせて紹介しますと、宿泊料金に一定のパーセントを掛けた税額が本来は望ましいのではないかということで、1%程度であったら1万円以下の宿泊で税金額としては100円ぐらいになるだろうし、場合によっては、20万円の宿泊料金を支払う旅行者からは2,000円を徴収できるということになります。海外ではパーセント、百分率による税率で取っているところも結構あって、そういうようなものも十分あり得るのだろうというようなことですか、日本のホテル、旅館の料金は国際的にも決して高額ではなく、世界の観光地を経験している富裕層は、ホテル税には抵抗が少ないだろうといった御意見をいただいています。

あと使途については、目的税の性格を持たせて、京都市の良さを理解してくれる、よい客層を誘客するためのマーケティング費用や受入環境整備に使うことが望ましいのではないかと、あるいは京都にとってそのようなよい客層を呼び続けるためには、京都のブランドイメージを発信し続けると、そういうようなことが特に重要なのではないかということで、今言いましたように、マーケティング費用ですか、あるいは受入環境整備のための費用に充てることに意味があるのではないかと、そういうような御意見を頂戴しておりますので、紹介をさせていただきました。

今のようなことも含めて、これもいろいろな考え方があろうかと思えますし、何なりと御意見、御質問等をお願いできればと思っています。

○委員

今、紹介していただいた意見にほぼ賛成です。具体的に言うと、民泊まで含めて課税すると、100円、200円という刻みもいいのですけれども、パーセンテージの方がわかりやすく、公平性はそっちの方があのかなという気はします。

あと、難しいのは届出をしない違法民泊ですよね。これはちょっとペナルティーが必要かなという気はします。

○委員長

ありがとうございます。違法云々というのは、これはもう税の問題ではないですから、そこをどうするのかというのは別の問題になってくるかと思えます。

○委員

別の部署の課題なのかもしれませんが。

○事務局

民泊の関係で、旅館業法の改正もございまして、届出をしないものは旅館業法の罰則の適用ということで対応していくのかなと思います。罰金もかなり引き上げられていますので、民泊の担当部局と連携して、そういうところに網をかけて、対応していくというふうになろうかと思っております。

○委員長

ありがとうございます。

○委員

旅館の経営者から、特に注文がありまして、違法民泊からは絶対に取りはぐれないようにお願いしたいと、強い要求を聞いてまいりましたので、御披露しておきたいと思います。もうおっしゃるとおりで、やはり税の公平性という面で、違法でありながら、税も逃れるというのでは、納得がいけないというふうに思いますので、このところはもう徹底してやっていただきたい。

いろいろな人から意見を言われているのですが、宿泊税を取るというのは仕方ないという意見が多いことは間違いありませんし、旅館の方々、ホテルの方々も仕方ないかなというところですが、間違っただけでいけないのは、一般財源化しないという、この問題だけは徹底してやっていくということが必要だと思います。特に交通の市民生活に与えている影響というのは非常に大きいわけですね。市民の中には、バス利用者が多いわけですし、大きい荷物を持って、バスに乗るのも非常に大変なので、例えば、大きい荷物は京都駅に預けて歩く、手ぶら観光といいますか、そういうことができるような、観光に限った施策にこれを使うということを明確にしていきたい。ともすれば京都市の行政担当者はすぐ一般財源化したいと思いますよね。そういう誘惑に駆られると思いますが、それでは納得してもらえないと思います。

○委員長

ありがとうございます。

○委員

海外から来られる方にとっても、欧米では既に宿泊税のようなものもありますし、アジアはわからないのですが、そんなに宿泊税に対して抵抗はないと思いますので、あとはホテル側の事務負担ということになると思います。東京や大阪は金額によって、税額を変えていますけれども、先ほどおっしゃっていたように、やはりパーセントが簡単なのであれば、それが一番かなと思いました。

あとはもちろん免税点も設けずに、簡易宿所、民泊にも課税して、修学旅行生は免除した方がいいのではないかなと思いました。

○委員長

ありがとうございます。今までのいろいろな御議論を聞いてみると、イメージされている内容は、あんまり大きくは変わらないような印象です。全ての宿泊業を営む施設を対象にして考えてはどうかとか、免税点は設けずに考えては

どうかとか、修学旅行生に対する課税の免除ですとか、あと、この議論ではなかったですけど、特にその負担軽減の観点から、その特別徴収義務者に対する一定の補助金というようなものも十分考慮に値するのではないかといった、そういうような議論がこれまでされてきていて、特に強い御異論というのは、あまりなかったような感じがします。

ただ、税率については、パーセンテージでするのがいいのか、あるいは、東京や大阪のように、大きな刻みでするのがいいのか、そのあたりはいろいろな議論があり得るのだろうと思いますし、これはいろいろな可能性というか、いろいろな経験の中から、京都市はこういう理由でこうしたいということを、ある程度理由をつけながら示すことができるかどうか、かかってくるだろうと思います。あと、パーセンテージの計算がどれだけ容易か容易でないか、例えば端数をどうするのかというような、そういう細かな技術的なものも含めた、制度としての実行可能性というものを検討した上で、その内容を答申の骨子にどこまで盛り込めるかといったところも、文章になってくる中で、どういう表現したらいいかというようなことを検討していただければというふうに思っています。

それと、これは私の考えで1点だけつけ加えさせてもらいますけれども、いろいろな御意見の中に、宿泊税という、もちろん税は税で徴収するけれども、それとは別に、もっと自発的な協力金というものもという、そういう御意見もあると思います。ただ、税と協力金というのは性格が全然違いますし、協力金で自発的に機嫌よく負担をしてもらいましょうという気持ちは十分理解できるのですけれども、公的な行政事務をみんなで賄うのだという観点からすると、機嫌よく払う人と、そんなことは知らないという人のバランスがそれでいいのかということにもなりかねないので、さしあたりは、検討委員会としては、みんなで支える公的なものを、どのような負担でしたらいいのか、あるいは京都市の提供するサービスの利益を特に受ける人については、その分をどのように負担してもらうのかという、そのあたりの筋は明確にしておいた方がいいような気がします。

そういう中で、必要以上に協力金ですとか、場合によっては、寺社の共通拝観券のようなものとのリンク云々というような御意見もありますけれども、私は古都税の再現は、これはもう絶対避けないといけないと思っています。

これについて、いろいろな御意見があるというのも、もちろん承知していますが、今までのヒアリングであるとか、その後の委員の先生方の御意見、あるいは今日の御意見等をお聞きすると、基本的には制度に対する共通のイメージをどうもお持ちのようなので、あとは確認のため、検討委員会として、どこまでのことが言えるのかということ、文章できっちりと整理していただきたいというふうに思っています。

宿泊税に関しては、今のようなことでよろしいでしょうか。

○委員

税の率か額かをどう決めるかという観点について、1点だけ申し上げますが、

宿泊費用にかかるパーセンテージで取るのか、あるいは刻みに応じてでも定額で取るのかということの基本的な考え方は、要は課税の根拠が何であるかということになるのです。それで、課税の根拠としてここで考えているのは、観光客の方が、京都市が整備した様々な社会的インフラから便益を受けているということです。その便益に基づいて課税するというのであれば、例えばパーセンテージを使うのであれば、高いホテルに泊まった人はたくさんのインフラを使ったかどうかという、そういうことになるのです。これは教科書的な話ですけれども、そのあたりのところは書いておいてほしいです。そのようなことを踏まえても、1泊4,000円のところと2万5,000円、5万円のホテルが同じでいいかといったら、なかなかそういうことも感情としては難しいところがありますので、やはり料金の刻みに応じて定額制でも額を変えるというようなところを導入段階で検討するとして、パーセンテージで取るというのは、今後の検討課題として有効なもの1つかなと思いますが、現時点では大分反発が強いのではないのでしょうか。

○委員

食費代がついているかついてないかという。

○委員

それもありますね。

○委員

ですよね。それを省いてお金を計算しなくちゃいけないので。

○事務局

それも税の理論的な部分からすれば、均等割的な考え方と担税力に応じた形で税率は一律ですけれども、所得に応じて変わっていく考え方と2つの考え方があると思っています。

先ほどありました食事というのは、先行している東京都などを見ますと、旅館から申告をしていただいているようです。

あとは、実務的な面で、ホテル、旅館などの事業者の方に計算していただく際に、システムを入れているところは1円単位でできるのでしょうかけれども、100円単位などで計算をまとめているところも結構あります。また、小さい規模のところだと、手計算でやっているところもあるようで、そういったことも事業者の方からヒアリングをしていますので、こうしたことを踏まえて、理論的な部分と実務的な部分とでどう調和をとっていけばいいのかということを考えていきたいと思っています。

○委員

そういうふうに検討していただければ結構です。

○委員長

ありがとうございます。その部分も含めて、今後検討をお願いしたいと思います。

あと、別荘の所有関係について、資料4の26ページから33ページにまとめていただいている部分に関して、補充的に御意見、あるいは御質問をお願いします。

できればと思っています。

これについては、資料3にありますように、確かにこの負担を求める意味はそれなりにあるという委員の方からの御意見はあるわけですが、ただ、実現性という点で別荘の定義ですとか、あるいは京都市のいわゆる空き家問題との関連は一体どう考えたらいいかとか、そのあたりの整理で今すぐにこれがうまくいくのかという、そういう御意見が強いような印象を受けております。それはそれとして、今ここで整理をしていただいた部分に関連して、あるいは今までの議論の中でお気づきの点、何かありますでしょうか。

○委員

空き家対策との関係ということなのですが、先ほども言いましたが、空き家という意味では京都市は他都市より空き家率が高いのですね。

推計によりますと、2033年には空き家率は30%になり、そのときの京都市の空き家率はもうちょっと高いかもしれません。それから、2040年には空き家率が43%になるかもしれないというわけです。ですから、43%ということは自分の住んでいる家の隣は空き家ということですよ。

それでもし本当に43%が空き家になるのだったら解決策は1つしかないのです。どうするかというと、1件の家庭が2つの家を持つという、それもまた極端な話ですけども、そのように空き家対策というのは非常に大変で、そのような中で、さらには今後働き方が変わって、明日はプレミアムフライデーですけども、そのように生活の仕方が変わると、1つの家庭が仕事用に京都に持つ家と、それから週末用に例えば滋賀県大津市に持つ家と、あるいは北の舞鶴に持つ家と、そのようにしてウィークデーは京都で暮らし、週末はリゾートで暮らすというような考え方もできますし、その逆もあるのですよね。

別荘に対する税というのは現時点ではこういう書きぶりしかないでしょうし、それから様々な技術的な問題からもなかなか取れることはないと思いますけれども、今後この別荘的な住宅の所有形態、それから別荘を活用するような生活というのは必ず上向きになってくるだろうと思いますので、ぜひともこの次またこういう税を検討するときのために、そのようなことを明確に書いておいてほしいと思います。

○委員長

ありがとうございました。

○委員

質問ですけども、資料4の32ページのところで別荘を固定資産税の課税事務の中で把握しているのであれば、それを活用できるかもしれない、という意見に対する答えがこの※印のところなのです。多分、固定資産税において、別荘とセカンドハウスとは別に考えて課税されているのではないのでしょうか。だとすると、別荘を把握できるのではないかなと思ったのですが、いかがでしょうか。確か月1日以上住んでいて、水道や電気が使われていたらセカンドハウスと認められていて、別荘とは性格が違わないかと思っていたのですけど違いますか。

○事務局

ここに書いておりますのは、法人の保養所は明らかに住宅ではないですよねということで、住宅用地特例はかけていないということですけど、それ以外の、例えば我々個人が所有している住宅については、現実に家を2件持っているから、2件目は違うのかということではなく、住んでいる、住んでいないに関わらず、住宅については、特例措置をかけているというのが現状であります。

○委員

固定資産税は賦課課税なのであやふやなところもありますけど、確か別荘と別荘以外の住居という感じで課税されているのではないかと理解しています。そうだとすると、別荘は保養目的だけのために持っているもので、セカンドハウスは月1日以上暮らしていて、水道光熱費が動いていれば住居とみなしますから、別荘から外してあげましょうという感覚なのではないかと理解していましたが、その辺はいかがですか。

○事務局

実際の事務としましては、※印で書いておりますような法人の保養所などが確実に別荘であるということになりますので、こういうところについてのみ住宅用地特例を適用しないと、こういった運用をしております。

○委員

登記するときに別荘も住宅で登記するのですでしたか。

○委員

不動産屋さんの話によると、別荘を買いたいという方がいらっしゃったときに、別荘だと住居ではないから固定資産税が高くなりますけど、月1日以上住んでいたら大丈夫ですと説明していると聞いたので、私の理解どおりでいいのかなと思っていました。もしそうであれば、別荘というのはもうちょっと固定資産税の事務の中で把握できているのかなと思ったので御質問しました。

○事務局

現実的には、我々が明らかに別荘であるものとそうでないものというような形でしか分けていないということでございまして、空き家であるから住宅用地特例を外しているかといったらそうではないというのが現状でございます。

また、登記簿上は住宅として登記されるのではないかと考えております。

○委員長

本筋から外れますが、固定資産税として賦課課税する場合、現地調査をするというのが前提となっていて、そうはいっても人手から考えると、全部調査を行うというのはほぼ不可能に近いというふうに思うのですが、別荘か別荘でないかについての現地調査というのは前提にしているのですか。

○事務局

保養所などは別として、そもそも、固定資産の課税上、これが別荘なのかどうなのかという、別荘の定義というものをもっていないというのが現状なのかと思います。

○委員長

要するに、現状では、明らかに会社の人を持っている保養所だという場合については、そういうものだという認識はするけれども、そうでないという場合については、住居として使っているのだらうという前提で、特例措置を適用する処理をしていると、そういうことですか。

○事務局

住宅用地特例を適用するかどうかについては、住んでいるかどうかということとを要件にしているわけではないということで、空き家であっても住宅地となっている場合は住宅用地特例を適用しているということです。ですから、例えば、市内に2, 3件家をお持ちの市民の方も当然いらっしゃいますし、また、今は別のところに住んでいるけれども実家は空き家になっていて、いずれまた実家に帰ろうと思っているような場合、それは別荘かといったら別荘ではない普通の家屋として評価をし、住宅用地特例を適用して課税をしているというのが現状でございます。

○委員長

わかりました。ありがとうございます。

○委員

別荘税という形にする場合、町なかに住んでいるおじいちゃんおばあちゃんが亡くなって、子供は外に出て行って空き家になったところにまで課税されると、イメージとかけ離れてしまうので、理解を得られないと思います。

ただ、その目的に立ち戻りたいのですが、観光客がお金も払っていないけれども、行政サービスをしっかり受けている、その部分についてしっかり払ってもらおうということが本来の趣旨だとすれば、あまり別荘という言葉にこだわる必要はないと思っています。

国交省の新しい宿泊事業法ができていますよね。その中で家主不在型の宿泊事業が認められていますが、これははっきり言って空き家ですよ。空き家を営業に使っていると。民泊も含めた宿泊税は泊まる人に課税するわけですけど、ここについては、営業者に対して課税をすることも可能だと思います。それは今までの議論で出ている別荘税とは全く別のものですが、ちょっと発想を変えて、別荘ということにとらわれないでやれば、そういうことが可能なのではないかと思っています。

○委員長

これまでのいろいろな御意見にもあるように、市内で地域のまちづくりに参加せずに、営業を目的として住宅を所有するというのは、京都のまちづくりという観点からいうと、あまり感心したものではないということかと思っています。別荘税というネーミングがいいかどうかはともかく、もともとの発想というのは、余裕資金でマンションなどを購入して、そこに住まないというのが京都のまちづくりという点で本当にいいのか、みんなで協力していくべきではないかという、これもやはり京都の住宅政策ですとか、まちづくりの基本的な方針から見てどうかという、こういう議論につながっていきますよね。問題は課税対象が今の段階でどこまで識別できるのかははっきりしないということです。それ

は長期的にというか、中期的に把握できるものですか。

○事務局

委員の皆様からライフスタイルの多様化といったお話も出ましたが、地域コミュニティの空洞化というのは京都にとっては大きな課題であり、それをどう解決していくのかというのは、税ということではなくて、別の施策の観点から必要不可欠なものでありますし、それは取り組んでいく必要があるかと思えます。ただ、やはりどこまでいっても別荘やセカンドハウスの定義をどこに置くのかということが出発点といいますか、原点はその部分かなというのは、今お話をお聞きして思ったところです。

○委員

最初から言われている、コミュニティが空白になるとか、それから治安の面で空き家が多いといろいろな問題も出てくると、こういうことで、それに対して税をかけて多少なりとも抑制をしようということだと思います。別荘税というところちょっと高級なイメージになりますけど、例えば、所有者の住所地が他府県にあって、物件は京都市内にある人に税をかけるということにすれば、その物件にも固定資産税をかけているわけですから、その固定資産にプラス別荘税的な税をかけるということなら、これは把握できるのではないかと思います。そうするとコミュニティに参加しないとか、サービスを受けながら住んでいないとか、いろいろ言われているような弊害は多少なりとも緩和されるかなというふうに思います。物件が京都市にあり、所有者の住所は京都市外という場合にはやってやれないことはないと思いますね。

○委員長

なるほど。ありがとうございます。

○委員

地域でも把握できない居住者がいるというのが問題だと思います。それに、ほとんどこちらに居住していても、例えば、週末だけ居住している別の地域を本拠地としていて、住民票もこちらに移していなければ、市民税も払っていないわけですね。そういう人たちが同じように地域の中にいて、同じようなサービスを受けているというのは不公平感がありますし、そういう人たちには払ってもらってもいいのではないかと思います。今後、防災などに関してもいろいろな施策を打っていかなければいけないと思いますが、災害が起きたときに観光客をどうするのかということと同じように、半分居住しているような人たちもどうするのかということを考えていく上で、そういう人たちの把握も地域でしていかなければならないと思います。そういう意味でも、住民票を移していない所有者を把握できるような形にしていってほしいですし、税をかけていってもいいのではないかと思います。

○委員長

ありがとうございます。

○委員

私も住民票がない方には税をかけるべきだと思います。相続でもらった空き

家とか、週末だけ居住とかありますけれども、一般市民からすると、そういうものが持てるということは、担税力があるといってもいいと思います。空き家を持っていて、市内に住んでいない人が、京都市に対してどのような負担をかけているのかなと思っていたのですが、確かに防災であるとか、何かあったときには道を使うであるとか、実際に下水道までは使っていないくても、京都市の財源を使っているという意味においては、住んでいるかどうかで分ける必要はなくて、先ほど言うてくださったように、住民票がない方が使用している物件については、程度の問題はあっても、一律にお金を取るというのがある意味公平かなというのを、今御意見を拝聴しながら思いました。

○委員長

ありがとうございます。今いろいろな御意見をお聞きしまして、やはり3つの行為に関して、実行可能性の程度という点について違いがあるというのは、ほぼ共通の認識ではないかというふうに思っています。要するに、3つの行為のうち、優先的に制度化する順番があるかどうかはともかく、実行可能性という点では、いわゆる宿泊税をより進めるというのが一番現実的であり、特に観光に来て、そして行政サービスの受益に見合った負担を入洛客に求めるという、そういうような理由や目的の適合性ということから考えて、あるいは現実に税の制度としてどのように作り得るかということに関しても、その対象、範囲、あるいは税率など、かなりの部分でほぼ共通の認識をいただいているような印象を受けています。そういう点で、やはり3つの行為のうち、宿泊税についての実行可能性が大きいということで、まずそれを進めるというのは1つの方向性であるというふうに思っているところです。

そうかといって、では駐車場への駐車や別荘等の所有については今後全く考えないかということではなくて、京都市において税という形で負担を求めるとして、今よりもいい状況をつくっていくために、もう少し工夫が可能であればそれをしていくなど、引き続き、その実行に向けた検討が必要であるというようなことについても、共通の認識があるように思います。

駐車場への駐車や別荘等の所有に対する課税というのは、宿泊に対する課税に比べると、いろいろな制度的ないし技術的な難しさがあるかもしれない。もしそれが制度的に可能になるのであれば、場合によっては答申の中に盛り込まれるかもしれないけれども、現時点では3つのうちの1つと他の2つというのは若干実行可能性という点で距離感がありそうだということで、今の委員の方の御意見等も踏まえて、文章にさせていただいて、その上でさらに細かく検討するということにしたいと思います。やはり、それぞれの口頭での御意見だけでは細かなニュアンスなどが少し違っている可能性があるので、この次は、その文章をもとに再度3つの行為に関する委員会の考え方というものを詰めていきたいと思います。

○委員

宿泊税を具体的な制度設計まで含めて進めていくというのは、非常にいいと思います。しかし、残りの2つの税のうち、別荘税は特定の人にかかりますけ

ど、駐車場税は市民生活により大きな負担をかけますので、この2つは同列には扱えないのではないかと思います。

○委員長

はい。十分理解をしました。今の御意見も盛り込むように御留意をお願いしたいと思います。

○委員

宿泊税で進めるということになりましたら、問題は日帰りで帰る入洛客との関係をどうするのかということだと思います。そのあたりのことも議論をしておいた方がいいのかなというふうに思います。

○委員長

ありがとうございます。他に委員の先生方から何かございますか。

特にないようですので、事務局にお返しをさせていただきます。

○事務局

田中委員長ありがとうございました。また、委員の皆様におかれましては活発な御議論をいただき本当にありがとうございました。

次回、第6回の検討委員会につきましては4月下旬から5月上旬を予定しておりますので、委員の皆様方どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、これをもちまして、第5回住みたい・訪れたいまちづくりに係る財源の在り方に関する検討委員会を閉会させていただきます。どうもありがとうございました。